

## 個人情報を含む行政文書の所在不明について

令和7年6月23日  
会計検査院

会計検査院において医療費に関する検査で受領した個人情報を含む行政文書が庁舎内で所在不明となった事案がありました。当該行政文書については誤って廃棄した可能性が高いと考えられます。現時点で当該個人情報の外部への流出は確認されておりません。

今回の事態を重く受け止め、今後、個人情報を含む検査資料についての管理体制を見直すことに加えて、適正な個人情報保護及び公文書管理について、事務総局の幹部職員に対して徹底するよう求めるとともに、全職員に対する指導・注意喚起を行うことなどにより、再発防止を徹底してまいります。

### 1 事態の概要

#### (1) 所在不明となった行政文書及び個人情報の概要

##### ア 診療報酬明細書の写し

広島県内の7医療機関を受診した方36名の氏名、生年月日、性別、被保険者の記号・番号、傷病名、診療の内容等（診療期間：令和3年3月から5年8月まで）

##### イ 医療機関等情報の写し

アの7医療機関に所属する医師等220名の氏名、生年月日、所属医療機関名、勤務区分、担当科名、採用年月日等

##### ウ 広島県作成資料

広島県に所属する職員4名及び厚生労働省中国四国厚生局に所属する職員5名の氏名、所属課名

#### (2) 所在不明の事実の判明に至るまでの経緯

所在不明となったのは、広島県からの郵便物（特定記録郵便）として、令和6年10月30日に受領した検査資料です。当該検査資料を受領した課（以下「担当課」という。）において、7年3月28日に、当該検査資料が所在不明となっている事実を認識し、これまで庁舎内の探索を行ってききましたが、発見に至っておりません。

当該検査資料は庁舎外に持ち出して使用するものではなく、現時点で上記個人情報の外部への流出は確認されておりません。

当該検査資料を受領した時期に担当課において保存期間が満了した行政文書の定期

的な廃棄作業を進めていたことなどを踏まえると、誤って廃棄した可能性が高いと考えられます。

## 2 発生原因

担当課の当該検査資料（診療報酬明細書等の個人情報を含むもの）を取り扱う職員において個人情報の適正な管理に関する認識が欠如していたこと、また、担当課において当該検査資料を受領後、確実に所定の場所に保管するなどの管理の体制が十分でなかったことによるものと考えられます。

## 3 関係者への対応

医療機関、広島県等の関係者に対して、文書及び電話により事態を説明し謝罪しました。当該検査資料に含まれている個人情報の御本人に対しても、医療機関等の協力を得ながら、説明及び謝罪を進めてまいります。

## 4 再発防止策

- (1) 担当課における、外部から送付を受けた文書を確実に所定の場所に保管するまでの  
手続の整備をはじめとする、個人情報を含む検査資料の管理体制の見直し
- (2) 同種の検査資料を取り扱う課における、個人情報を含む検査資料の管理体制の見直し
- (3) 事務総局の幹部職員を含む全職員に対する、適正な個人情報保護及び公文書管理に  
ついての指導・注意喚起
- (4) 事務総局の幹部職員を含む全職員に対する、適正な個人情報保護及び公文書管理に  
ついての研修
- (5) 個人情報保護及び公文書管理に関する点検や監査の徹底

このような事態が発生したことは、個人情報保護及び公文書管理に対する信頼を損なうものであり、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

本件に関するお問合せ先

会計検査院 法規課 公文書監理室 電話番号（直通）：03 - 3581 - 8081